

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

パートタイマーと雇用保険

Q：当社には、週3～4日働いているパートタイマーがおりますが、このようなパートタイマーも雇用保険の被保険者となるのでしょうか。

A：雇用保険では、パートタイマーについて一定の基準を設けていますので、その基準を満たしていれば、被保険者になります。

【解説】

雇用保険の被保険者の種類は、次の(1)～(4)に分かれています。

- (1)一般被保険者（一般被保険者及び短時間労働被保険者）
- (2)高年齢継続被保険者と高年齢短時間被保険者
- (3)短期雇用特例被保険者
- (4)日雇労働被保険者

ご質問のパートタイマーは、上記(1)の「一般被保険者」の中の「短時間労働被保険者」に該当すると思われますので、次の全ての要件を満たしていれば、被保険者となります。

- ① 1週間の労働時間が20時間以上であること
- ② 1年以上引き続き雇用の見込みのある者
- ③ 年収が90万円以上見込まれる者
- ④ 文書により労働条件が明示できること

なお、健康保険や厚生年金の場合は、1日の労働時間が通常の労働者の4分の3以上であって、かつ、1カ月の労働日数が通常の労働者の4分の3以上であるときに、被保険者となります。

